

第 22 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成23年3月9日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第 22 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成23年3月9日(水曜日)

午前10時2分開議

午前11時47分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 道州制について
- (2) 地方分権改革について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 付託調査事件の調査の終了について

出席委員(14人)

委員長 藤川 隆夫  
副委員長 九谷 弘一  
委員 児玉 文雄  
委員 前川 收  
委員 馬場 成志  
委員 堤 泰宏  
委員 松田 三郎  
委員 溝口 幸治  
委員 西 聖一  
委員 早田 順一  
委員 濱田 大造  
委員 内野 幸喜  
委員 高野 洋介  
委員 増永 慎一郎

欠席委員(1人)

委員 竹口 博己

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 松山 正明

次長 楢木野 史貴

首席総務審議員兼

人事課長 豊田 祐一

財政課長 小林 弘史

税務課長 出田 貴康

市町村総室長 小嶋 一誠

市町村総室副総室長 能登 哲也

企画振興部

次長 河野 靖

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 村井 浩一

商工観光労働部

商工政策課長 田中 信行

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 白濱 良一

土木部

首席土木審議員兼

監理課長 古里 政信

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 松永 正男

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後藤 勝雄

議事課課長補佐 徳永 和彦

午前10時2分開議

○藤川隆夫委員長 おはようございます。開会に先立ちまして、御報告いたします。

本日、竹口委員は欠席であります。

ただいまから、第22回道州制問題等調査特別委員会を開会します。

なお、本委員会に3名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることといたします。

それでは、審議に入ります。本委員会に付託されている調査事件は、1、道州制に関する件、2、地方分権改革に関する件、3、政令指定都市に関する件であります。

まず執行部からの説明の後、一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔に願います。説明は、着座のままで結構です。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明を願います。

議題1及び2について、坂本企画課長。

○坂本企画課長 企画課です。

それでは、まず道州制関係について御報告いたします。お手元の資料1ページをお開きください。

道州制関係の動きを一覧にしております。前回の委員会以降の動きは、ゴシック文字になっております。1月11日、道州制講演会 in 大分が開催され、広瀬大分県知事による道州制についての講演がありました。

次に、経済同友会が2020年の日本創生と題した提言を公表したことを記載していますが、その中では明治維新から150年となる2018年に道州制を導入することが提言されています。

次の、2月2日に開催されたバーチャル州議会については、次のページにその概要を記載しております。2ページをごらんください。

主催は、九州経済フォーラムという九州に活動拠点を持つ経済人の会です。

道州制実現を目指す研究会活動の一環として行われたものですが、仮想州議会は初めての試みということです。仮想州知事に蒲島知事、仮想州議会議長に九電工の橋田社長。議員には、中嶋山鹿市長、安田天草市長ほか25名の九州各県の市町村長等が扮し、議事が進められました。

議案という形で九州危機管理庁の設立、ド

クターヘリ基地設置などが議論されたところです。

知事は、道州制の周知啓発という趣旨に賛同して出席しましたが、マスコミにも広く取り上げられ、道州制についての関心を高める効果があったものと考えています。

道州制の説明は、以上です。

引き続きまして、地方分権関係について御報告いたします。5ページをお開きください。

ページ右の部分に、地域主権戦略会議の開催状況と最近の動きをお示ししております。

前回の委員会からの大きな動きといたしましては、12月28日に出先機関の原則廃止に向けたアクションプランが閣議決定されております。また、出先機関改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みとして、地域主権戦略会議のもとにアクションプラン推進委員会が設置され、第1回の会合が先月2月17日に開催されています。

九州知事会からは会長の広瀬大分県知事が出席され、広域行政機構法の骨子案について説明されています。これについては、後ほど御説明いたします。

6ページは、地域主権戦略大綱の概要版をそのまま掲載しております。今回は、第4、国の出先機関の原則廃止、第5、ひも付き補助金の一括交付金化、第8、地方政府基本法の制定ー地方自治法の抜本見直しですがーこの3点で動きがっております。

7ページを、お願いいたします。

第11回地域主権戦略会議で了承された、地域主権改革の主要課題の具体化に向けた工程表です。国と地方の協議の場の法制化や義務づけ・枠づけの見直しを含む第1次一括法案など、地方6団体が早期成立を強く求めています。地域主権改革3法案は、今国会においても引き続き審議されております。

中ほどの、22年度3月のところに、一括法案(第2次)とありますが、これについては次

のページに整理をしております。8ページが、それについてになります。

基礎自治体への権限移譲及び義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大に関し、関係法律の改正を行う法律、いわゆる第2次一括法案についての概要をまとめたものです。

第1次一括法案は、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案という名称でしたが、第2次一括法案では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案という名称で、今国会に提出される予定です。

基礎自治体への権限移譲に関しては、未熟児の訪問指導など48法律、義務づけ・枠づけの見直しに関しては、公立高校の収容定員の基準の廃止など、163法律が見直される予定です。

それでは、次のページをお願いいたします。

ここからが、先ほど申しました動きのあった3点に入りますが、9ページ、10ページは地域自主戦略交付金いわゆる一括交付金についてです。地域主権戦略会議の資料をもとに御説明いたします。

23年度の整備予算案では、地域自主戦略交付金5,120億円が計上されています。23年度は第1段階として、都道府県分の投資的補助金が一括交付金化の対象となり、市町村分は24年度からの導入となります。一括交付金化される対象事業は、左の枠組みの中の9事業となります。国土交通省の社会資本整備総合交付金の一部や、農林水産省の農山漁村地域整備交付金の一部などです。

5,120億円の配分ですが、中ほどの内閣府という枠組み組みの中に記載されておりますように、沖縄、北海道、離島、奄美分がすでに明らかになっています。それらを差し引いた額、4,400億程度になりますが、その分がそれ以外の地域に配分されることになりま

す。右側の方①配分額の通知の矢印の下に、客観的指標に基づく恣意性のない配分の導入、また括弧書きで、「当面は継続事業に配慮」と記載されています。初年度である23年度は継続事業を円滑に実施できる配分とするため、全体の9割程度をめどに継続事業の事業量等による配分を行うとされています。その結果、客観的指標に基づく配分額は1割程度、おおむね440億円になります。継続事業分の交付限度額は、予算及び予算関連法案成立後速やかに通知、客観指標分は7月をめどに通知するとされています。②に記載のとおり、通知を受けた後、県は対象となる9事業の中から自由に選択して事業を実施することになります。その際、交付金の交付は、各府省に移し替えて行います。今御説明しました事務の流れを示したものが、10ページになります。

県としては、国からの交付限度額の提示を受け、実施計画を内閣府へ提出しますが、内閣府は各省庁に集計額を移し替え、交付申請、交付決定といった手続は各省庁とのやり取りになるというイメージで検討されています。

この資料は1月にあった説明会の資料ですが、未定稿とされており、正式な手続はまだ示されておりません。

次に11ページ、地方自治法の一部を改正する法律案(概要)について御説明いたします。ここからは、資料が縦向きになります、申しわけありません。

この資料は、先月7日に開催された総務大臣、地方6団体会合に提出されたものです。これも、今国会に提出される予定とされています。

これまでの経緯を振り返りますと、総務省においては地域主権戦略の工程表に沿って、地方自治法の抜本見直しを進めてきました。改正内容が整理されたものについては、前倒しをして地方自治法の一部を改正する法律案

として取りまとめ、すでに昨年の通常国会に提出されていますが、現在も継続審議中とされています。

この抜本見直しの方向性のもと、地方行財政検討会議において検討が進められていますが、速やかに制度化を図ることが必要であると考えられる事項については、地方自治法改正案として今国会に提出するため、この法律案が示されたところです。

改正事項として記載されておりますように、地方議会の会期、臨時会の招集権などの地方議会制度や専決処分、直接請求制度、住民投票制度の創設など、議会と長との関係について改正を行うものです。

また住民自治の拡充ということで、解散、解職の請求に必要な署名数要件を緩和する直接請求制度の改正や、大規模な公の施設の設置について条例で定めるところにより、住民投票に付することができるようにするという住民投票制度の創設などが予定されております。

ある自治体において、議長等の臨時会の招集請求に対して、長が議会を招集せず専決処分を乱発するという、地方自治法が想定していない事態が生じたこと、また直接請求制度への関心の高まりなどが今回の見直しにつながったものと考えています。

この案に対し、全国知事会や全国議長会などから意見が出されていますが、13ページ、14ページに全国知事会の意見を添付しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

13ページを、お願いいたします。

この意見書においては、まず今回の改正案が二元代表制を中心とした、我が国地方自治制度の根幹にかかわる大きな改正を含んでいることを指摘しています。また、これまで検討を進めてきた総務省の地方行財政検討会議には、総務省の政務三役や有識者のほか、自治体の首長や議長もメンバーに入っております

ですが、会議の中で十分な議論を尽くされず、委員会のコンセンサスが得られていない項目や、地方側がこれまで指摘してきた論点について十分な回答がなされていないまま改正案が出されていることに対し、さらに多面的かつ慎重な検討を行うべきであるとしているところです。

住民投票の結果に拘束力を持たせることは、議会制民主主義を基本とする現行の地方自治制度の根幹を大きく変質させるものと考えています。特に法律案では、大規模な公の施設の設置を住民投票の対象とするとされていますが、なぜ対象とするのか考え方が示されていません。また、現在、直接請求の対象から除外されている地方税の賦課徴収等に関する条例を対象に含めることは、安易な減税要求の乱発につながるのではないかと懸念もあります。1つ1つの問題についての御説明は割愛させていただきますが、他の項目も含めて慎重な検討が必要であると考えています。2月26日に開催された全国知事会議においても、反対の意見が多く出されました。

その後、資料としては添付しておりませんが、総務省は2月28日付で地方自治法の一部を改正する法律案に関する考え方についてという、この意見書に対する回答を出し、それに対してまた全国知事会が3月3日付で、総務省の回答に対する意見を返すというやりとりが続いています。

総務省の回答は、地方側がこれまでに指摘してきた論点に対し抽象的な説明にとどまり、的確とは言えない回答が多いとして、全国知事会としては改めて主張するとともに、疑問点を提出したところです。

続きまして、国の出先機関の原則廃止について御説明いたします。15ページを、お開きください。12月28日に閣議決定された、アクションプランの概要です。

まず1で、出先機関の事務権限をブロック

単位で移譲することを推進するとされておりますが、この内容は九州地方知事会が発表した九州広域行政機構の考え方を踏まえてつくられています。

(1)で、新たな広域行政制度を整備とされています。(2)では、出先機関単位ですべての事務権限を移譲することを基本とされており、まさに九州地方知事会が提案している事務、権限、財源、人員等を丸ごと受け入れるという内容が反映されています。

(3)では、必要な財源を確保するということがうたわれており、(4)に平成24年通常国会法案提出、26年度中の事務権限の移譲という、移管のスケジュールが示されています。

2の、地方自治体が特に移譲を要望している事務権限の取り扱いは、全国知事会が最重点分野としていた直轄道路、直轄河川、ハローワークについての移管の進め方が示されています。

3、その他では、2で示された事務権限以外について、1の都道府県内でおおむね完結するものを移譲すること、地方の発意による選択的な事務権限の移譲を円滑に推進することが示されています。

4では、国の事務権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化が書かれています。

5では、移管による財源と人員の取り扱いについて示されています。

なお、右横に「円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける」と記載されていますが、これを受けて1月25日にアクションプラン推進委員会が設置されています。

16ページの資料は、平成24年の法案提出に向けた検討スケジュールのイメージです。

2月17日には、第1回のアクションプラン推進委員会が開催され、九州地方知事会長の広瀬大分県知事が出席し、九州広域行政機構について、広域行政機構法の骨子案を示して

説明を行っております。

今後のスケジュール全体として、かなりタイトになっておりますが、4月から6月には基本的枠組みの決定、その後、夏には移譲対象機関が決定し、その後は法案化作業を進めていくことになっております。

それでは、17ページをお開きください。

九州地方知事会が2月17日に公表しました広域行政機構法(仮称)の骨子案でございます。これは、10月に公表しました九州広域行政機構の内容を、法の骨子案という形で具体化したものです。これにつきましては、議論の過程も含めて、その詳細を御説明させていただきたいと思っております。

お手元の別紙で、「道州制問題等調査特別委員会参考資料 九州地方知事会リリースペーパーの詳細」と題した資料をお配りしておりますので、そちらをごらんいただきますようお願いいたします。

お開きいただきまして、この資料の左側には骨子案そのままを載せておりまして、線の右側に解釈と申しますか、我々の議論の過程も含めて記載しております。

まず1ページの一番上、法案の名称ですが、「九州広域行政機構法」ではなく「広域行政機構法」としております。九州のみに適用される特別法ではなく、一般法として考えたところです。

次に目的ですが、法の基本事項を定め、もって住民の福祉の向上等に資するといった書きぶりしておりますが、米印のところに、「国の出先機関が抱える弊害を解消するとともに、これからの超高齢社会における効率的かつ効果的な資源配分を行うため」と記載し、条文の趣旨を明確に示しております。

2の機構の設置及びその機能ですが、「都道府県は機構を設置することができる」としており、都道府県の自主的な意思により設置できる規定としています。その際の都道府県の意思とは、議会の議決を想定しています。

なお、機構は国から地方へ権限移譲を受けて事務を処理するための組織であることから、その法的性格位置づけは、地方自治法上の特別地方公共団体の1類型としています。また、地方支分部局ごとに属する事務の全部を移譲することとして、「丸ごと」の意味を明確にしています。

3の機構の組織ですが、執行機関として知事連合会議、議事機関として議会代表者会議を置くこととしています。詳細な執行体制については、今後さらに検討が必要ですが、機構がみずから条例等で定められることを想定しています。

右の方2ページになりますが、議会代表者会議については、議会の意向を反映するため議会の議決を経て定めるということとしています。

(3)の監査で想定する外部監査制度や、下の方の6、住民の関与に記載しております住民監査などのチェック制度は、現在の国の出先機関の弊害の1つである住民ニーズが反映されにくいことを克服しようとするものです。

4で、知事連合会議、議会代表者会議の権能を規定しています。また、機構は国と対等な関係であることを明確にし、縦割を持ち込まないために、内閣総理大臣に対して要請するということとしています。

5、財政上の措置でも、やり取りの相手は内閣総理大臣とし、財源確保を国の義務規定としています。

その他では、改めて機構職員の身分が地方公務員であることを明記しました。

もとの資料に戻っていただきまして、最後に19ページになります。

広域行政機構と、広域連合との比較についてまとめています。

まず執行機関についてですが、広域行政機構は合議制、広域連合は独任制となっています。

次に処理する事務については、広域行政機構が国から権限を受けて、現在国の出先機関が行っている事務を処理するのに対し、広域連合は各県の事務を持ち寄って共同処理するという違いがあります。また、広域行政機構は国の出先機関の事務、権限、人員、財源等を包括的に丸ごと受け入れるものですが、広域連合は国から権限移譲を受けて事務を処理するのは付加的なものとなっており、まず何か共同処理する事務がなければならず、国から移譲される事務の処理のみを目的に設立することはできないと解されています。

次に、メンバーとなる団体とその管轄区域の関係ですが、広域行政機構は国出先機関の管轄区域内の団体、九州でいえば九州7県ですが、それが設立について賛成して初めて設立できるものですので、国出先機関の管轄区域と構成メンバーの県の範囲は、当然として一致します。

一方、広域連合は事務の共同処理に賛成する団体のみで設立できるため、関西広域連合のように出先機関の管轄区域と一致しない可能性があります。いわゆる、歯抜け状態となります。

国から移譲を受ける事務についてですが、広域行政機構は国の出先機関のうち防衛局や国税局などを除いて、整備局や農政局などの8府省15系統の事務全部を対象としています。一方、広域連合は、その事務に関連する事務しか移譲を受けられないということが、地方自治法上定められています。

なお、九州における国の出先機関8府省15系統については、前回の委員会資料と同じものを、先ほどの参考資料の最後のページに付けております。

次に、事務移譲の国への要請についてですが、広域行政機構では、縦割りではない国の責任ある対応を求めるため、要請の相手方は内閣総理大臣に一本化しています。要請を受けた国は、実現するよう努めなければなりま

せん。

一方、広域連合が事務移譲を要請する相手方は、その事務を所管する各府省の大臣などであり、要請を受けた国が何らかに対応すべき義務は定められておりません。

最後に財政上の措置ですが、広域行政機構は財源も含めて丸ごと受け入れるため、国が必要な財源措置を講じなければならないとしています。

一方、広域連合は国から権限移譲される場合でも、それに伴う財源措置については当然には担保されていません。

このように、広域行政機構は広域連合とは異なるものであり、広域連合が出先機関の受皿となる場合の課題を解消するものです。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

○藤川隆夫委員長 次に、議題3、政令指定都市関係について、小嶋市町村総室長。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。着座のまま御説明申し上げます。

それでは、資料の20ページをお願いいたします。

政令指定都市実現に向けた動きにつきましては、前回の委員会以降、準備が進んでいるものなどを中心に要点のみ御説明申し上げます。

まず、資料の21ページをお開きいただきたいと思います。資料の21ページの1は政令指定都市の概要を記載しておりますが、1の制度の意義、2の指定要件、前回同様でございます。

次に、資料の22ページをお願いいたします。

3の、指定への手続及び中段の4の先進事例についても、変更はございません。

次に、資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

IIは、政令市移行に向けましたこれまでの取り組みでございますが、1の、政令市を目指した市町村合併への動き、(1)旧法下及び(2)新法下における取り組み、それから2の、県から市への事務権限移譲の(1)の事務権限移譲の協議経過、それから24ページの権限移譲項目一覧表、いずれもこれまでの説明と変更はございません。

次に、25ページをお開きいただきたいと思っております。

25ページの(2)熊本市の政令市移行に伴います財政収支の影響額試算、及び26ページの試算内訳につきましても、前回と変更はございません。

次に、27ページをお願いいたします。

(3)の、円滑な事務権限移譲の推進について、御説明を申し上げます。

まず①の、事務権限移譲にかかる事務引き継ぎについてでございます。政令市移行に伴いまして市へ移譲します303事務につきましては、移譲に伴って事務処理の停滞あるいは住民サービスへの影響が生じないように、それぞれの事務ごとに、これまで事務処理を行ってまいりました県の方で持っておりますノウハウ等を、県と市の人事交流や研修等を通じまして着実な事務引き継ぎを行うこととしております。特に、許認可等の事務にかかる懸案事項等につきましては、それぞれの事案ごとに担当部局間で十分な情報提供を行うこととしております。また、事務権限移譲に伴いまして、担当窓口が県から熊本市の担当部局に変更されますことから、10月ごろを想定しております閣議決定以降、県及び熊本市におきまして重点的な周知徹底を図っていくこととしております。さらに、関係先があらかじめ特定しております許認可等につきましては、県と熊本市で協力をいたしまして、事前説明会や研修会等の開催等も検討することとしております。

そうした事務引き継ぎの詳細につきまし



て、以下、(イ)、(ロ)、(ハ)という形で来年の4月の政令市移行時までを大きく3つに区切って整理しているところでございます。

まず(イ)の、平成22年度中の取り組みでございます。これは現在取り組み中でございますが、県と市の担当部局間で移譲することとなっております303の事務ごとに、熊本市における事務処理に当たって参考となる事務処理マニュアル等の作成を行う必要があるかどうかという確認、また特に専門性の高い事務事業等に関しましては、県・市間の人事交流や職員研修等も含めました技術的支援の方法等についての詰めを行っているところでございます。

また熊本市では、住民サービスの拠点となる東及び西の区役所などの施設整備にも着手しているところでございます。

次に、(ロ)でございます。平成23年度の上半期に予定しているものでございます。

4月以降の上半期では、(イ)で説明申し上げました取り組みを踏まえまして、県の方では必要となる事務処理マニュアルの作成、個別事案ごとの事務処理状況の整理、今後の事務処理方針等に関する熊本市への説明など、年度前半に済ませておくべき準備を進めることとしているところでございます。

また、熊本市におきましては、ハード事業並びに事務権限の拡大等に伴います各種情報システムの整備等が本格化することとなります。

次に(ハ)は、23年度の下半期でございます。下半期は、閣議決定による政令指定を受けまして、市民への周知、関係事業者等に対する説明会、研修会の開催、熊本市では許認可関係の様式等の印刷、窓口サインの準備など、4月以降のサービス開始に向けた準備を進めることとしております。さらに、区役所等の準備が完了次第、引っ越し作業、新たな組織体制の整備、人事異動、窓口職員の研修強化など、最後の準備が山場を迎えることと

なります。

次に、28ページをお願いいたします。

②県・市間におきます連絡調整会議の設置でございます。

これは、政令市移行後も、県から市への事務権限移譲等につきましては、緊密な連携を確保することから、県・市基本協定に基づきまして、県・市間における連絡調整のための場の設置を進めることとしております。

③その他につきましては、変更はございません。

続きまして、3でございます。政令市移行に向けた熊本市におけるこれまでの主な取り組みを整理してございます。

(1)熊本市の政令指定都市ビジョンでございます。熊本市では、平成19年に熊本都市圏15市町村で共同策定をいたしました熊本都市圏ビジョン、あるいは平成20年度に策定されました熊本市第6次総合計画をベースに、下欄の方に参考として、ビジョン策定までの経緯を記載しておりますが、住民アンケート、各界からの意見聴取、骨子案の公表、市民説明会等を経まして昨年、政令指定都市ビジョンとしての取りまとめがなされたところでございます。

このビジョンでは、政令市移行後の目指すべき都市象やまちづくりの方向性の中で、政令指定都市移行や九州新幹線全線開業によって、熊本都市圏や熊本県を牽引する役割を担う、熊本圏域を牽引する熊本都市圏とさらなる発展を目指し、市町村との連携を強化するなどの記載がなされておまして、熊本市が政令市となりまして熊本県全体の牽引役として、市域を越えた広域的な連携強化に取り組むことなどが基本理念の中に掲げられておまして、今後ビジョンに沿った施策の具体化等が期待されているところでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

(2)は、行政区画の編成、区役所の位置及

び区名の検討でございます。

これまでも説明してまいりましたが、行政区画の編成及び区役所の位置につきましては、昨年5月熊本市行政区画等審議会からの答申に基づきまして、市の方針が決定されてございます。また区名につきましても、本1月17日の審議会におきまして、市民対象の区名移行調査結果などを踏まえまして、区名案、北区、東区、中央区、南区、西区がまとまりまして、市長に答申がなされました。2月4日には、その答申を受けまして市議会の説明などを経まして正式決定されているところでございます。

次に(3)の区役所等の整備及び各種情報システムの整備でございます。熊本市では、政令市移行に伴いまして新たに整備等が必要となる区役所、土木センター、仮称でございますが子どもセンター等の施設整備を、遅くとも来年1月ごろまでには完成することを目標に、整備が進んでいるところでございます。

また、保健福祉情報ネットワークなど、住民のサービスの提供に必要な各種情報システムにつきましても、24年4月の運用開始に向けまして整備に着手されているところでございます。

これらの施設整備や情報システム整備の概要につきましては、参考資料の8ページから11ページに付けておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に(4)、給与等国家公務員に準拠しない公務員制度の見直しでございます。

本資料の方に、お戻りいただきたいと思います。

地方公務員の給与等勤務条件につきましては、地方公務員法上、国家公務員に準拠することとされておりますが、熊本市におきましては独自給料表や初任給基準など国と異なる制度運用等がございましたが、政令市移行を契機に法の趣旨に沿って見直しに向けた取り組みが進められました結果、本年4月をもつ

て適正化することとされました。

次に(5)、熊本市から政令指定都市の実現に関する意見書等の提出でございます。

熊本市におきましては、こうした取り組みの進捗と、先行する政令市の例を踏まえまして、昨年11月末、市議会で意見書の議決がなされまして、同日、意見書の提出等が知事並びに県議会議長になされたところでございます。

30ページを、お願いいたします。

次に大きなⅢの、今後の取り組み予定でございます。これまで政令市に向けました経緯や、これまでの取り組みの現状につきまして御説明を行ってまいりましたが、引き続き本年3月から24年4月までの間に予定されております主な取り組みにつきまして、前回の説明と若干重複しますけれども、重要な点に絞って御説明申し上げます。

まず最初の、想定スケジュールにつきましては、これまでの説明とほとんど変わっておりませんが、今後、本議会におきまして熊本市からの意見書を踏まえた御審議をいただきまして、県から国への意見書の議決をいただきましたら、4月には県並びに熊本市から国に対して正式要望がなされ、それを契機に国の検討が本格化し、10月までには閣議決定をいただきまして、その後12月には県並びに熊本市で関係する条例改正等を行いまして、来年4月の移行が実現するという形で想定しているところでございます。

次に、(1)をお願いいたします。(1)は、現在取り組み中でございますが、総務省への移行調書の提出でございます。前回までも御説明申し上げてまいりましたが、政令市として国から指定を受けますには、国に対しまして県並びに熊本市から政令市としての要件を満たしているということについての積極的な説明を行いまして、国が閣議決定をするというスキームになっておりますことから、国の窓口となる総務省に対しまして、昨年の4月

以降、月1、2回のペースでさまざまな説明を行ってきたところでございます。

総務省への説明項目は、先行事例を踏まえることとされておりまして、主なものにつきましては参考資料の15ページから17ページに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

具体的に申し上げますと、これまで委員会の中でも御説明を申し上げてまいりましたが、政令市となる必要性、市町村合併の経緯、将来推計人口、既存の政令市との比較、都市基盤整備の状況、財政収支の見込み、県から市への事務権限移譲の概要、区制施行に向けた準備状況などございまして、それぞれその時点の状況も含めまして説明を実施してきたところでございます。

その結果、2月までの説明を終えまして、現在、総務省から熊本市に対しまして、24年の政令市移行を目指すのであれば、年度末を目途にこれまでの説明内容を取りまとめまして、政令市移行調書という形で提出するよう求められておりまして、現在、最終的な取りまとめを行っているところでございます。

次に(2)の、県並びに熊本市による総務省への要望活動でございます。これまでの先行事例によりまして、総務省への事前説明が進捗し権限移譲の内容が固まる段階になりますと、まず市の方から県の方に政令市実現の意見書等が提出されまして、これを受けまして県の方で国に対して政令市としての指定を要請する旨の意見書の議決がなされておりまして、その後、県・市一体となって国への意見書等の提出がなされているところでございます。本県におきましては、すでに熊本市の方からの意見書等の提出がなされているところですので、次のページに移ります。

31ページでございますが、先ほど御説明申し上げましたように、県及び熊本市が目標としてございます24年4月の政令市実現を目標としますと、できれば本会議におきまして県

としての意見書の取り扱いにつきまして御審議をいただきまして、23年度早々にも県・市連携しての国に対する要望活動が必要と考えているところでございます。

次に、(3)でございます。総務省及び法務省所管省庁におきます、本格的な検討でございます。政令市移行調書の提出や県及び熊本市からの正式要望がなされますと、国においては、政令市制度を所管する総務省内で開催されます政令市移行に関する説明会の開催、それから政令市移行に伴いまして県から市へ移譲されることとなる事務権限を所管する関係省庁に対しまして総務省からの説明、それと関連する政令改正に向けた協議など、国における本格的な検討が進められることとなります。

次に(4)でございます。県並びに熊本市による政令改正要望でございます。熊本市の政令施行に関する国の関係省庁の検討が、詰めに入ります段階でございます。これは閣議決定のおおむね1、2カ月前の時期でございますが、改めて総務大臣に対して県と市一体となりまして、具体的な政令改正の要望活動が先行市ではそれぞれなされているところでございます。それを受けまして、国で最終的な閣議決定がなされる、そういう形で聞いているところでございます。

次の(5)でございます。政令市移行の閣議決定、政令公布でございます。閣議決定を経まして、熊本市を政令指定都市とする政令が公布されますと、直近の議会におきまして熊本市では行政区画設置条例など、おおむね24本程度の条例等の制定等が、また県におきましても知事の権限に属する事務処理の特例に関する、いわゆる権限移譲条例でございますが、その改正など、おおむね11本程度の関係条例の改正等をお願いすることとなると考えております。

この政令指定の時期につきましては、政令市移行を目指す時期のおおむね6カ月前とさ

れているところでございます。

以上、大変長くなりましたが、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 次に、政令市移行後の県のビジョンの策定について、坂本企画課長。

○坂本企画課長 企画課でございます。32ページの政令市移行後の県のビジョンの策定について、御説明いたします。

本会議においても知事が答弁いたしましたように、現在、政令市移行後の県のビジョンの検討を進めております。

まず(1)の基本的な考え方についてですが、人口減少や少子・高齢化、経済のグローバル化が急速に進む中で、持続可能な地域社会づくりが求められており、そうした中で九州新幹線の全線開業、政令市誕生というビッグチャンスを生かし、県勢の発展、そして県内各地域の活性化につながるような取り組みの方向性などを、ビジョンとしてお示しいとと考えています。

次に(2)の策定に向けた重要な視点ですが、県全体の発展をどう目指していくかを考え、1、熊本市との連携強化と政令市効果の全県波及、2、政令市以外の地域振興策の重点化、3、道州制や急成長するアジアをにらんだ取り組みの展開といった、3つの視点が重要と考えています。

また(3)の取り組みの方向性としては、3つの視点を生かして、地域振興策の総合的展開、アジアをターゲットとした人・物の交流拡大、農山漁村での新エネルギーの利活用、交流拡大や産業振興につながる基盤整備などに取り組みたいと考えているところです。

その下に参考として、平成23年度当初予算関係の政令市移行後を見据えた取り組みを2つ記載しています。

地域づくり“夢チャレンジ”推進事業の創

設と、熊本市及び熊本大学との共同による上海事務所の開設です。それぞれ地域振興施策の総合的展開、アジアをターゲットとした人・物の交流拡大といった、取り組みの方向性に沿って具体化したものです。

このように来年度予算でもすでに幾つか目出しをし、県勢発展につながる動き・取り組みを先行して、できるだけ強化していくこととしています。

最後に今後のビジョン策定のスケジュールですが、6月ごろまでに市町村との意見交換をしっかりと行い、さらに検討を進め、年内には県のビジョンを策定してまいりたいと考えています。

説明は、以上です。

○藤川隆夫委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、議題1及び2の道州制関係及び地方分権改革関係について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○早田順一委員 出先機関の原則廃止については、これは後だったですか。

○藤川隆夫委員長 出先機関は、これは入っています。

○早田順一委員 代表質問で前川県議それから鬼海県議と質問をされておられましたけれども、まずちょっと確認なんですけれども、この出先機関の原則廃止に向けての取り組みと、それから先ほど言いました、質問であった九州広域行政機構のこの流れというのは、同時進行でいくんでしょうか。

○坂本企画課長 出先機関の原則廃止というのは、国の方で作業をされておりますが、国の方の自己仕分け等によりまして、なかなか

か廃止、国の事務と地方の事務での仕分け作業とか遅々として進まない状況にあります。

それで九州としては、出先機関の原則廃止を進める、地方分権改革を進めていくということから、九州広域行政機構という新しい仕組みを考えて、今、国に対して提案をしている、それについては法の骨子案まで示して提案しているところということで、出先機関の原則廃止に向けてのアクションプランの中でも、九州のそういう考え方がまず示され取り込まれたということで、今、九州の考え方に沿って国が動き始めたというふうに考えていかと思います。

○早田順一委員 そうなると、このアクションプランが平成24年の通常国会に法案提出、それから26年度中に事務権限の移譲を目指すと書いてありますけれども、これにあわせて受け皿をつくらなければいけないということですかね。それに間に合うのかどうかという点と、それから全国を見たときに、同時進行でなくて九州だけ先に国が進めるのかどうか、その辺を……ちょっと県に聞いてもあれなんでしょうけれども。何かもしわかれば、お願いします。

○坂本企画課長 ブロック単位で移譲するというような考え方を、このアクションプランの中では示されていまして、九州が先行すれば九州だけということもあり得るかなと思います。今、関西広域連合と九州のこの考え方と、この2つが先行して進められています。新たな法律がどういう形になるのか、関西も取り込めるような形になるのか、それとも地方自治法の改正ということで、広域連合の制度を改正する形になっていくのか、そのあたりいろいろな取り組みの方向があると思いますが、4月、6月の間この具体化の検討の中である程度の方向性が見えてくるのではないかと考えております。

○早田順一委員 最終的には道州制をにらんでということ、知事はそのシミュレーションということで、もういろいろされておりますけれども、結局その財源がどういうふうな必要な財源措置をされるのかちょっとわかりませんが、ただ考えると、やっぱり首都圏集中というか、首都圏にいる金持ちの人たち、税をたくさん納める人たちに知らさないことには、いつまでも国に頼る姿勢というのは変わらないのじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そういうふうに国が財源をきちんと地方に、そういった受皿にしてくれるのかというのは非常に不安を持っておりますし、そういう全国のバランスというのを本当に国が考えてこれから進めていけるのかなということも、ちょっと疑問に思っておりますので、国の方にはしっかりと、どういう将来のビジョンを持ってやっているのかというのを、しっかり示してもらわないと地方もなかなかやっていけないのかなという思いがしております。これは意見です。

○前川収委員 一括交付金の執行のイメージを見ていこうということで、資料を出していただいております。地域自主戦略交付金の話なんですけれども、一括交付金の話なんですけれども、私は質問もしましたけれども、今回は9割が既存事業のいわゆる継続分ということで、残っている1割が裁量がある事業費だということで、中身はまだ示されていない話ですけれども、その9割の部分が、もともと9つあるこの対象事業から一部を交付金の方に、内閣府に上げて、そして交付金として出す。

さっきちょっと気になったんですけれども、県が使うときは、この9事業の中であれば、予算の入れかえが多少あってもいい、9事業以外だったらできないということですか。そこを、まず確認しておきます。

○坂本企画課長 今おっしゃったとおりです。9事業の中で自由に選んで使うと……

○前川収委員 それは、どこに自由があるんですか。この中で、しかも継続事業分を抜いてこの中に入れているだけであって、継続事業というのはもともと必要だから、県は予算要望しているわけでしょう。この9事業の中で必要ないもので予算要望している事業が、何かありますか。

○藤川隆夫委員長 今回の件に関して、どなたが答えられますか。

○坂本企画課長 今のところ予算要求という形ではなくて、この一括交付金の交付限度額というのは、配分の額というのは国の方で、内閣府の方で決定する、そのための事業の見込み調べというような形で行われます。今こんな事業を継続的に行って、このくらいかかるという見込みを今……

○前川収委員 それは、わかっていますよ、そっちから出したものでなくて、ただ、あくまでこの一括交付金となる前の段階で、9つの事業には熊本県も、全部かどうか知りませんが、取り組んでいるんだろうと思うんですね。その中で取り組む必要がない事業が、この9つの中にあるかどうかということです。つまり、県として必要だと思っただけでやっている事業があるのかなのか。全部ないというなら、要するに金もゼロでしょう。これは1件もありません、熊本県は必要ないですよと言え、もともとの事業としてなかったから、熊本県に交付される額はたぶんゼロなんでしょう。一般的な自由の中で、9割がゼロで、1割しか来ない。そういう感覚で見ていいのかなのか。

それと、もう1つ、それはたぶんないこと

はないだろうと思うんですよ、全部を大体見れば、対象事業の9項目というのは、熊本でも必要ですよと感じる話の内容ばかりですから。

それと、では今度は熊本県が例えばこの9項目の中で特にここに特化してやりたいという判断、それはできるんでしょうか。それを対象事業として国に、内閣府の方に、また出先の方に今度は交付申請をしなければならないわけですね。出先ではなくて、今度は各省庁に交付申請は、1回もらった交付金をもう1回くださいと、これは2回申請をしなければならないですよ。交付申請と書いてある。交付を決定するのは、また各省庁が決定するわけですね。これは、皆さんに聞いてもわからないでしょうが二重行政と言わないですか。要するに、お金の総額は内閣府が決めて、使い方はこの9つある中で選びなさいと。その中から選んだものは、今度は省庁にまたお金をくださいとお願いに行かないといかんわけですね。お金はくれなくてもいいのか、交付の申請というのは、「交付」というのはお金の交付なんでしょう。だから、交付だからやっぱり申請しなければいかん。このスキームは未定稿ということだから、変えられるんでしょうかね。

○藤川隆夫委員長 では、この付近の仕組みを坂本企画課長、もう1回わかりやすく。私もこの間、同じようなことを言っていると思いますので、もう1回ちょっと……。

○坂本企画課長 手続としましては、ここは①から書き始めてあります。配分額の通知がまず内閣府から県に対してくるというところから書いてありますが、その配分額を決めるためには既存事業分の9割がどのくらいあるのかというのを国としては検証しなければならないので、ある程度、事業の見込み額調べのようなことが、まず事前に行われると思

ます。そういう中で、このくらいの配分額だというのが決まってくると、交付限度額が提示されます。それに応じて、こんなことをしますという事業計画書を県でつくって内閣府に出します。そこで決定されたならば、内閣府はそれぞれの関係省庁にその金額を、予算を移しかえをします。移しかえてあるところに、あとは交付申請と交付決定という金の流れだけの事務が各省庁になりますので、そちらに対して県は申請をし交付決定を受けてお金をもらう、そういう流れになります。

○藤川隆夫委員長 段階が余分にふえるでしょう。

○坂本企画課長 そうですね。たぶん今のところ、このスキームでいきますと1段階ふえるという形になると思います。

○前川収委員 まあ未定稿で、これは今後、国に対してやっぱりしっかり要望していかなければならない部分だと思いますけれども、交付金として自由に使える金をふやしていただくことはありがたいんですけども、今回ことしに限って、はっきり言えば、もう9割の部分はひも付きになっていて、しかも手続きが煩雑になってわかりにくいというのが現実。残り1割は自主的ですよとおっしゃっているけれども、この1割は、まあやり方はいっぱいあると思うんですよ。全く色のつかない形でやるとすれば、交付税に上乗せしていただければ、もっといい話だと私は思っていますけれども、こういう煩雑でわかりにくいやり方については、もっと地方からしっかりとした意見を出してもらって、こういうやり方は改めてほしいということ、やっぱりアピールしなければならぬんだと私は思っております。この後これがたぶんずっと変わって行って、交付金の部分だけがふえていくんだらうとは思いますが、何か発展的にいく

んだという話を、国会答弁なんかでもおっしゃっていますけれども、そうなったときには、今度はその交付の額が何を根拠に積み上げられていくのかというのが、将来的にだんだんわからなくなってしまう話でしょう。今は9割は、いわゆる既存事業で積算しますという積算根拠があるわけですね。その9割部分がだんだん減っていくという国会答弁があっていまして、進化系だとおっしゃっていますから、それが減っていくことが進化だとすれば、要するにその減っていった部分の積み上げ根拠ですね、どうやって積算してきたか。出す交付金の積み上げ根拠がそれに由来しなくなるわけですから、何で積み上げるのかわからなくなっていくんだらうと思っています。それだったら、やっぱり地方交付税交付金みたいな形で、まさにひもも色も付いてない形で交付していただいた方が地方としては、私たちはありがたいんだらうと思っていますけれどもね。そういうことを、きちんとアピールしていただいておりますか。

○坂本企画課長 もともと、この一括交付金はひも付き補助金を廃止し一括交付金を創設するという、そういう趣旨・目的がございます。ひも付き補助金がなくなっていく、地方の自由裁量権が拡大するというのは、我々も望んでいるところでございます。そういうことのために、今は継続事業分というのが大部分の9割を占めますが、徐々にこの客観指標分というのがふえていく、その客観指標分というのは今かなり国の方で検討されていると思います。これは例えば社会資本整備であれば、例えば道路の延長だとか河川の改修、延長だとか、そういうことの客観的指標をベースに今後積み上げされていくと思っております。そういうものが明らかになった段階で、いろいろ国とも議論させていただければと思っております。

○前川収委員 明らかになったときには遅いという話で、もう国が決めているからという話です。今回もこれ平成23年度予算に、熊本県は当初予算に組まなかった、組まなかったじゃなくて、正確には組めなかったというのが現実だと私は思っています。わからないから組めないというのが現実だったと思います。

今おっしゃったように、趣旨はよくわかります。ただし、ではどうやって積み上げていくかという話が今あったけれども、河川の改修率とか道路の延長なんか、改良が終わっている率とかというのは、ずっと積み上げていくと、どうも最後は地方交付税交付金の算定基準とほぼ似たような話に究極はなってしまうだろうと。まだ途中だからわからないけれども。結局、交付税もそうやって算定しているわけですか、面積とか人口とか高齢化率とかという、一定基準でやっているわけですから、最終的には、そこにほぼかぶってくるのかなというのが、私の想像なんです。それならば、もう交付税でもらった方が早い。最も裁量が、我々が一番、ひもも付いてないし色ももちろん付いてない。最近では、ひもは付いておりませんが色は付いておりますという、何か変な話が出ていますけれども、そういう予算を紛らわしくいただくよりも、ストレートにきちっと、これは、この事業のこの予算ですと言われてちゃんともらう今のやり方がいいのか、交付税でやる方がいいと思います。ただ、今おっしゃったように、今は経過段階とはいえ事務作業がふえるということが、決して効率的な話ではなくて、非効率な話をわざわざやっている気がして……。地域主権とおっしゃっているから、それをしないといかんから、わざわざ面倒くさいことまでひねくり出してやらせているような気がしてなりませんので、知事会あたりでも、もっとそういう部分の議論とか、地方の声をしっかり出していただきたいと思います。

す。以上です。

○藤川隆夫委員長 ということで、坂本企画課長よろしくをお願いします。

ほかには、ございませんか。

○西聖一委員 関連してですけれども、今のこの5,120億円を総枠で単純に引き直すと、1県当たり100億円じゃないかなと思うんですけれども、この9事業を現在熊本の予算で足し合わせたとき、100億円という額は、それ相当なのか全然足りないのか、ちょっとそれだけ教えてください。

○小林財政課長 財政課でございます。

先ほど企画課長の方からお話もありましたが、額につきましては現在、要望額調べの方で額を提出させていただいております。その中では、国費といたしまして若干多めに取りにっている部分もございますので、100億を超える額の方を要望額としては出させているというところでございます。すみません、細かい数字はちょっとすぐには出てこないもので、申しわけございません。

○西聖一委員 細かい数字はいいですけれども、毎年100億もらえれば熊本県の今の財政状況ではやっていけるということですか。

○小林財政課長 この一括交付金の対象となっているものの中でも、県議会において過去4度にわたって意見書を出していただいている農業農村整備の関係ですとか、そういったものもございますので、100億くればそれで万々歳かと言われると、必ずしもそうではないんじゃないかなというふうには思っております。これもまた最後の制度の設計が見えないので何とも申し上げづらい部分もありますが、今のところそのような感触を抱いております。



○西聖一委員 具体的にはなかなかわからない。では200億あったら十分なのかとか、100億でやれる自信があれば……まあ上限はないでしょうけれどもね。いろいろ今度の予算のやり繰りの中では難しい金額なのかどうなのかかわかればいいです。やれるということであれば……よけいもらえればいいんですけども。

○馬場成志委員 今、100億あれば200億あればというような話ですけれども、大体このままの制度では、どうせいかぬわけでしょう。経過措置と思うから一応は受け入れざるを得ないと。さっきから話が出ておったように、一括交付金に結局、最終的に衣がえしてもらわないと何にもならんわけでしょう。

○坂本企画課長 段階的にというところで今見えておりますのは、来年の24年度は市町村も含めて1兆円規模というようなところが見えておりますが、将来的にこのひも付き、国の関与というのが、地方の自由裁量権というのが拡大していったり自由な選択で、この9事業に限定されない形で拡大していくような方向性は望んでいるというところです。

○馬場成志委員 それはさっきから聞いておるからわかるが、要は、この手続を踏んでおるならば、さっき1段階ふえたと言ったけれども、ふえておるのは1段階ではないでしょう。何段階もふえておるんですよ。それで、要は交付税交付金でもらって、そして自由に使えるようにしないなら実際に自由度はないということですから。ただし全体を取りまとめた場合は、今度はどこに入っておるかかわらんという今までのジレンマと同じことになっていくから違う形で、それこそこの一括交付金なり地域自主戦略交付金という名前の方がいいでしょうけれども、この地域の自由裁

量を拡大するための地域自主戦略交付金という、この理念どおりの交付金になればいいですけども、今そのプロセスとして近づいていっているような気がしますか。

○藤川隆夫委員長 だれに答えてもらおうか。

○馬場成志委員 わからんならわからんでいいけれども、近づいてきておる気がするかどうかということを知っているんですね。

○河野企画振興部次長 企画振興部次長の河野でございます。

今、本当に段階が加わってということで、確かに補助金制度から出発していますので、交付税制度と補助制度が出発して、縦割りをどうやってなくすかという形で、内閣府が出てきて一応総合的にちょっと、自由度を考えましょうという程度は少し見えてきてはいるんですけども、その1つの手段というか結果として、今おっしゃっているように段階は確かにふえてきております。これは、先ほど課長がちょっと言いましたけれども、今後この金額をふやすということと対象事業をふやす、それと配分額、これは先ほど話がありましたように、この配分の方法については知事会もこれまで、例えば条件不利地域にも配慮することとか、いろんな幾つか、単なる指標ではなくて実態を見ながらやっていくよという話は国の方にもやっておりまして、そのときはまだどういものかわからない段階でやっていたんですけども、今こういう具体的な金額が出てきて、こういうふうな形が出てきております。今後とも知事会を中心に、やっぱりおっしゃっている方向性は一緒だと思います、この自由度をどうやって確保するかということだと思いますので、この自由度を確保するためには、おっしゃるとおりこの段階ではまだまだ不十分という形は、知

事会としても申し上げておりますので、その辺はこちらからもいろんな提案をしながら近づけていかなければならないと思います。

○馬場成志委員 私も今の答弁でもう一度ちょっとお聞きしたくなりましたけれども、その条件不利地域とかをどう見るかということ今精査しているというような段階だとするならば、その後、本当に自由度のある交付金にしようと思っておるならば、ある程度のその根拠がつかめたら最後は固定するということになるんですよ。あたりまえに考えたらですよ。私は、そうなるとは余り思っていませんけれども。しかし、現在どう設計したらいいかという設計図を書いておるといような状況で条件不利地域をどう扱うかということ、これは終わっておるわけですか。それを今やっておる最中なんですよ。

○河野企画振興部次長 ひも付き補助金を廃止して一括交付金という方向を国が打ち出した段階で、全国知事会の方からそういうことに配慮することという意見書を出しているということで、それについて今後国がどういうふうにしていくかは、これから見ていかなければならないと思います。

○馬場成志委員 わかりました。やっぱり、それもしていないということですね。だから結局わからんということですよ。だから、何のために今努力しておるかわからんというのが本音でしょうね。

○前川収委員 馬場先生の話を知ると、また言いたくなりました。

こういうことがあったんですよ。はっきり言います。農山漁村整備交付金の項目がありますよね。要するに土地改良事業が去年の予算で5割以上削られて40何パーセントになったということがありました。我々、皆さんも

そうでしょう、土地改良区のいろんな皆さんから予算復活のお願い、もう切実な願いですよ。これをやらなければいけないのに、できなくなりました、どうかしてくださいという話が、皆さんのところにもきていますけれども、我々もやっぱり当然地域の窓口だからきているわけですね。ですから、これはやっぱり予算復活をしてもらわないといかんという話をしておいたら、その中のある1人が、もうはっきり言います、民主党の国会議員のところに行ったら、一括交付金的な社会資本整備交付金、これで見えてありますからこれでやってくださいとおっしゃったそうなんです。私が見逃せないのは、そのことなんです。要するに、交付金だから使えるのは自由ですよ、だから社会資本整備交付金を使えばいいじゃないかというのは、道理は通っているんですね。しかし、ではその総額が足りているかと言われると、圧倒的にないわけですよ。ないんです。つまり、交付金になってしまうと、本当に必要な事業費はこっちの方からこっちに移して使うことはできても、総額が足りないという部分についてが言えなくなってしまうということです。

それで今まで、課長もおっしゃった、次長もおっしゃった縦割り行政とかひも付き補助金が悪い悪いとおっしゃった。だれにとって悪いのか何にとって悪いのか。地域の生活者の皆さん方にとっては、ひもが付いていても関係ないですよ。縦割りでも関係ない。きちんと我々が自分たちで守っていかなければならない地域の社会資本、もしくはその農村整備のための費用、これはちゃんとここに見てありますという形でわかって、そこでもらった方が、はっきり言ってだれも迷惑しません。今までのより、わかりやすいんですよ。

だから、いつも私が思うのは、縦割りが悪い、ひも付き補助金が悪いと。何が悪いのか、だれにとって悪いのか、県庁が面倒くさいのか我々議員が面倒くさいのか公務員が面

倒くさいのかわかりませんが、本当に生活されている方、例えば土地改良の話1つとってみても、そっちの方がはっきりとわかりやすいですよ。ここにちゃんと見てあるからことはできますとか、来年からやれますとかという話ができるわけであって、その辺の意識を余りにも何か、縦割りがだめだからと、ひも付きがだめだからということを書いていたら、結局は最後は一括交付金で見えてありますと言われて、ああ、そうなんですかと言われて、今までやってきた事業の総額を比較すれば、がくんと落ちていて結局手が届かなくなっているという状況に陥ったときに、どっちがよかったかという議論になることを、私たちは警鐘は常に持つておかないといかんという思いを持っています。全部そっちが正しい、そっちが当たり前というのは、余りにも危険過ぎるんじゃないかなというふうな気持ちを持っていますので、これはお願いですけども、皆さんもやっぱり比較の中でそういう感覚は少し持った方がいいと思いますよ。結局、目的は何ですかということでしょう。目的は、何のためにこういう改革をやるのか、だれのためにやるのかという部分が、やっぱりまずなければならないと思っています。県が自由に使えるからいいんだではなくて、そこに必要だと思っていられる地域の皆さん方が、それがちゃんと生きるかどうかということの方が、もっと大事だと私は思いますけれどもね。もう、答弁は要りません。

○松田三郎委員 聞いておれば、だんだん言いたくなった。県執行部の方に、別にこれをつくったのは皆さんではないですから、意地悪してもこれ以上のことはわからないんでしょうけれども、先ほど来出ている、それぞれ委員の方も懸念があるし、少なくとも未定稿ですので、決まるまでの間に、国に対してきちっと要望していただきたいという点が幾つ

かあります。

いろいろ議論を聞いていますと、極端な話、片方には地方交付税交付金、片方には民主党が批判する、がちがちの補助金といえますか、地方にはしの上げ下ろしまで指示をするような補助金。発想としては、自由度を増したとここに書いてあるように、その中間で発想自体は、あるいはマニフェストには書いたけれども、その後の具体的なスキームなり事柄について詰めた人が1人もいなかったのが実情だと思います。だから、これは例えば自立支援法しかり後期高齢者しかり、言っただけのもの、その後政権を取ってだれも検討しなくて、結局、自民党時代の制度と似てしまった。これも、この交付金についても、限りなくその自由度を増せば、前川委員がおっしゃったように、これはほとんど交付税のような要素の交付金になるだろうし、でなくてその色を強くすると、限りなく昔の補助金に近くなっていく。その間をどっちに、どの辺にバランスをとった方がいいだろうかというのを詳しく、ではあとは官僚の頭のいい人間に、この配分の根拠なり指標なり、恣意性のない指標なりを考えさせようということで、何かもともとの発想あるいはもともとの我々が抱えておいたイメージからすると、後づけなりちょっと批判されたので、こうしようという、ぐちゃぐちゃになっているような気がいたしております。

それで例えば、今出ております対象事業は別に、段階的に今9つ挙がっているだけでしょうから、これを広げないという議論ではないでしょうから、機会があればこれをできるだけ対象事業を広げてもらうとか、あるいは資料の10ページの中の1、交付限度額の提示というのがこの配分のところと関連してくるわけでしょうけれども、これは恐らく交付税のときに何を算定根拠に、どこに入っているのかわからないというのがないように、どういった配分根拠なり、その指標のどこがどれ

くらい見られてこの限度額になったのかというの、ぜひ公開してもらいたいという事柄でありますとか、あるいは、この手順の順番でいくなら、この4は要るのかなと逆に思うんです。計画を出すわけでしょう、出して各省庁に移しかえて、あとは交付するというのじゃないのかなと。あえて、ここにまた交付申請というのは、先ほどの議論で二重も三重も手間がかかるということで……というような点を、例えば国に対して要望してもらおう。要望してもらおうということを、要望しておきたいと思います。

○溝口幸治委員 済みません私もだんだん……。イメージがわかなくなっているんですけども、地域自主戦略交付金というのが、今おっしゃっているような、だんだん拡充されて拡大していくと仮定して、15ページにある出先機関の原則廃止に向けたアクションプラン、これで24年通常国会に法案提出して26年に事務権限の移譲を目指すということで、23年度の国家予算がどうなるかわからんのに、それ以降のことはどうなるか私もよくわからんから、ここで議論するのが正しいのかどうかわかりませんが、仮に、この交付金が拡充していく、その間にこの法案が出されて、26年には事務権限の移譲が行われる、そのときに国道とか河川が、その都道府県が直轄するものが下りてくるわけですね。そうすると、この交付金とここで言う事務権限の移譲がどういうふうに関連してくるのか。要は、イメージとして、交付金が拡充されていって、さっき前川委員がおっしゃったように、それぞれの地域の事業がどんどん進んでいく、なおかつ権限、財源が移譲されて、例えば河川だとうちは球磨川とか川辺がありますけれども、こういったところの治水対策がどんどん進んでいく。国道も今よりも加速度的に整備が進んでいくというようなイメージが描けるのか。それとも、いやいや今までと

変わりませんよとか、今までよりも厳しいですよとかいう、そういうイメージが今のところ描けないので、皆さん方のわかる範囲で、こういうものが重なり合ったときに、3年後、5年後はどういうふうなイメージを持たれているのか、教えていただきたいと思います。

○坂本企画課長 正式に内部で議論したというわけではなくて、私の持っているイメージでいきますと、基本的に投資的な予算というのが年々減っていかざるを得ない環境にあるのであろうと。例えば、一括交付金の話であるとか、国出先機関をなくして二重行政を排除しようとかいう話というのは、基本的には効率的にどうやって運営していくかというような話です。だから、総額の金が少なくなっていく中で、効率的にどこを事業をしていくかだとか、あるいは事務執行の効率性をどうしていくのかという取り組みの1つとして、自由度を増すと何とかここはうまくいくのではないとか、あるいは国もやっている県もやっているというのを統合した方がうまくいくのではないか、効率的にやれるのではないかというような、そういう議論があっていると思います。

なので、例えばこの事業についての予算が減ったということが、一括交付金になったから減ったのか、あるいは全体を減らされていくという、減らさざるを得ないという財政状況の中で減っているのか、そのあたりはわかりませんが、少なくとも限られたその予算の中で最大の効率性を出すためにはどういうやり方をするかというのを考えていく中で、こういう案がいろいろ試行錯誤的に出ておりますので、その中でいろいろな課題が、今御指摘のとおり不安があります。我々も、九州広域行政機構がそこで受けたからといって、では国の河川事業と県の河川事業をどうリンクさせて効率的にするのか

非常に不安ですけども、少なくとも26年のその実施を目指して、その調整を緊急に調整していかないと、なかなか今どうだと言えるような状況ではないと思います。

○溝口幸治委員 では、今からということですね。今のところそういうイメージもわからないけれども、今からそういうところを詰めていくという理解でよろしいのでしょうか。

○坂本企画課長 いいです。

○内野幸喜委員 済みません、私も、皆さんが質問されているので、だんだん質問したくなってきました。

今それぞれ答弁をされていて、国でこういうふうなことが今決まりましたと、それぞれ報告をされていますが、何か非常に戸惑いながら説明をされているように、正直感じます。

今、この道州制のこの委員会もずっと、毎議会ごと皆さん方から説明を受けて、それについていろんな説明が出ています。果たして、今までこの中で意見が出たものについて、どれぐらい反映されているのかということ、ちょっとお聞きしたいんです。

先ほど広域行政機構、これについては大分参考にしてもらったという意見もありましたが、果たして一方の当事者であるこうした我々地方の方の意見がどれぐらい反映されているのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○坂本企画課長 たぶん九州広域行政機構について、これほど議論しているところは、ほかにはないと思います。

そういった意味も含めて、いろんな御意見をいただいたことを九州知事会の中に持ち込んでいます。国と地方のその権限、本来果たすべき役割は何かという議論もこの中でやっ

ていますし、なおかつ今回、一般法にするのかそれとも特別法にするのかというのは、この委員会の中で出た議論でもあります。それを持ち込んで、結果的には一般法でいくというようなことも議論させていただきました。我々は、ここでいただいた疑問でありますとか御意見を九州知事会の議論の中に持ち込んで検討させていただいたということで、熊本県の意向がかなり反映されたような骨子にはなっているというふうに考えているところで

○内野幸喜委員 では、そうした九州知事会で今度は反映された、今度は九州知事会が全国知事会に意見を言って、全国知事会の意見がどれぐらい反映されているかというのは、わかりますか。反映されているのがわかるかというより、反映されていると思うか、それともまだまだ反映されてないと思うか。

○坂本企画課長 九州広域行政機構については、全国知事会に持ち込むというよりは、国に対して、このアクションプランの中で提案をしています。

ということで、このアクションプランの1、先ほど御説明しましたとおり、アクションプランの1に書かれています「出先機関での事務権限をブロック単位で移譲することを推進」という、この表現は、まさに九州の動きを考えたところで書かれていると思っています。そういう意味では熊本県の意見を反映した、九州知事会の意見を反映したアクションプランになっていると思っております。

○馬場成志委員 済みません、また9ページのところですが、今の9ページのところを開きたいんですが、例えば、今26年度中の権限移譲とかと、ちょうど乗せかえられればもちろんいいんでしょうか、23年度はこの一括交付金の執行のイメージというのは、第1段階

として都道府県だけということですね。そして、24年度からは市町村のこともやるということですよ。しかも内閣府とまず話をし、そして内閣府が各省庁と話をし、そしてまた都道府県あるいは市町村と各省庁が話をしなければいかん。だから地方側がトリプルチェックを受けておるということになると思いますから、その辺で地方、言うなら見張る目というのがどんどん強くなっていくことだろうと思いますけれども、それはちょっと横におきます。

後々地方に権限を渡そうと思っておるところが、これだけ仕事をふやして、これは焼け太りですよ。今の国の人員でこんなことができるか、あるいは補助するような仕分け隊みたいな人たちを呼んでやろうか、その辺のイメージは何かわかりますかね。

○藤川隆夫委員長 イメージがわからんなら、わからんでいいです。

○坂本企画課長 たぶん、この④とか⑤というのは、手続だと思っています。申請をして決定をするという、そういう金の動きの流れを押さえているだけで、ここでチェックが入るとか、そういうことではたぶんないだろうと思って……

○馬場成志委員 その話はいい。たくさん要るようになるんですか。

○坂本企画課長 国交省で言えば、今まではそこで申請をしてチェックが入って交付決定があったというような流れが、そのチェックの部分というのが内閣府に移って手続の部分は国交省に残っているということからすると、全体の事務量としてふえる部分というのは、3番の内閣府から国交省へやりとりをするというようなところがふえるのではないかと

なと思っています。

それと、済みません。当然②の実施計画と提案というのは、今まで個別にしていたものを一まとめにして提出するというので、一まとめにする県の事務はふえます。

○馬場成志委員 苦しい答弁ですね。余りかばわなくていいです、わかりにくくなる。

○濱田大造委員 せっかくですので……。

昨年末に、蒲島知事と岡田幹事長が会談したことがあります。私も同席したんですが、知事は事あるごとに、いつものように道州制と、熊本に州都、州都という主張をされていまして。そうしたら岡田幹事長の方から、そういう議論もあってもいいわけですが、それなら地方として財源をどうするのかと。道州制の議論はもちろんあっていいんですけど、やっぱり地方として財源をどうするのか、そういう議論がやっぱり地方、熊本県の蒲島知事として提案しないと議論は進みませんよと。州都の議論があってもいいわけですね。でも、それなら九州として財源はどうするんですかと、そういう話で終わってしまうんですね。だから、州都という話をしてもいいですけど、それなら九州として財源をどうするのかと。今この国が中央集権体制で、税収が上がってくるのは、首都圏の7割以上は首都圏に税収が上がってきて、強固な中央集権体制があるからこそ税の再配分ができています。それを、そういう前提のもと国が回っていますから、やはり広域連合もいいんですけど、やっぱり財源のめどが立ってないんですね。それに対して県として、蒲島知事にどんどん言ってもらっては結構なんですけれども、やっぱり国と話す際に、税源は、もう九州は1つになります、財源はないですから関東から持ってきてください、そういう議論に今なってしまうので、それをぜひ次の選挙が終わって以降だ

と思うんですけども、県としてどうするかぜひ考えていただきたいと思っています。

○藤川隆夫委員長 今の件は、さきの蒲島知事の話だろうと思いますので、その付近に関してサゼスチョンというか、ちょっとこういう話もありましたということで入れておいてもらえばいいかなと思います。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○藤川隆夫委員長 それでは、今までの議論の中でも出ておりました九州広域行政機構に関して、当委員会として当面の対応、方向性を決めて確認しておきたいというふうに考えておりますので、今執行部の方から説明がありましたけれども、九州知事会が示した広域行政機構(仮称)の骨子案においては、機構の組織として議会代表者会議(仮称)を置くことが想定されており、この骨子案に関して九州議長会を通じて、本県議会の議長に打診がっております。

本県議会では、この本委員会が設置されていることから、機構に関しては骨子案も含めて本委員会で審議をしていくこととして今まで議論してきております。本委員会は、本日の委員会が任期中最後の委員会であり、この後、付託調査事件の調査をひとまず終了する予定であるため、ここで機構に関する当面の対応について取りまとめておきたいと考えます。

まず私見なんですけれども、私としては1、九州地方知事会が議論を深めていかれることは構わない、2、現時点では、機構に関する具体的な事務権限も整理されておらず、議会で議論するための情報不足の状況であり、知事会の議論を見守りながら必要に応じて発言をしていく、3、執行部には随時、詳細な情報提供をお願いする、4、機構に関する取り組みについては、改選後に議論を深めていくこととするというふうに現在考えてお

りますけれども、委員長としてそのように取りまとめてよろしいでしょうか。皆さんの御意見を賜ればと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 では、そういう形で取りまとめさせていただきます。

それでは次に、政令指定都市関係についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○早田順一委員 政令指定都市の県のビジョン策定なんですけれども、年度末から年内にというふうにスピードアップいたしましたけれども、スケジュールで6月ごろまでに市町村との意見交換をやってしまうということですが、これまでも1回は回られたと思いますけれども、ものすごく忙しい作業になるんじゃないかと思いますが、その辺の意気込みというか、単なる、ただのビジョンではなくて、やっぱり市町村と同じ方向性を持って、魂の入ったというか、20年後、30年後その方向性になるようなビジョンを、展望を示さなければいけないと思いますけれども、その辺の意気込みをちょっと聞かせてください。

○坂本企画課長 昨年も6月ごろを中心に、各市町村を回らせていただきました。その時うかがったいろいろな話の中で我々は、地域の取り組むべき課題というのが多様であるということ、それと自主的にいろんな取り組みをされているという実態、そういうことを今、整理しております。整理をしたものを今回は持って回って、それぞれに具体的にちょっと議論をさせていただこうと思っています。

そういう中で実際、今後どういうイメージをそれぞれの市町村で描かれて、あるいは市町村をまたがった広い地域、圏域としてどういう方向を目指していくべきなのか、そこを取りまとめていかないか我々今後ますます、

この人口減少という実態の中で、地域を持続させていくというこのことを、まさに10年先、20年先を描くためには、そういう具体的な生の声の中で、今やるべきものというのを描いていくべきであろうと思っております。

時間的には短いような感じがされるかもしれませんが、我々昨年回っておりますので、そういうベースをもとに、かなり中身の濃いやり取りをさせていただきたいと思っております。

○早田順一委員 議員として我々も一緒に、やっぱり責任を持って取り組まなければいけないと思っておりますけれども、今後、議員間同士でその意見交換をすとか、そういうのは考えられてないんですか。例えば、我々がそれぞれ地方の代表として出てきておりますけれども、そういった声を市町村だけでなく我々の声もしっかり聞く場を設けるといふか、それはどうなんでしょうか。

○藤川隆夫委員長 委員会という話になると思います。

○前川収委員 政令市の問題ですが、いよいよ、意見書をしっかり上げていかなければいけないと思っておりますので、最後にもう1つだけ確認させてください。

政令市移行の問題は、私は私なりにずっと見てきましたけれども、2つ問題が残っていて、1つは給与の問題、給与表が独自のものがあって、いわゆる国のものとは全然違って、かなり違いがあったということ、これはやっぱり是正すべきだと総務省からの話もあってきたということが1つ。それについては、今回の報告の中できちっと改正するという話をいただいています。

もう1つ残ったのが都市計画の問題で、都市計画の地域指定というんですかね用途指定的なものが全市の中でやらなければいけな

い。新潟か何かは、政令市移行後まで引っ張って、法的義務なのに引っ張って行って、先に政令市にした。熊本市も今取り組みはやられていると思っておりますけれども、熊本市の今の状況と、どういう取り組みをやるかなさっているのか、つまり政令市までには成立しようと思っているのか、その辺を熊本市が取り組む状況というのはどうなっています。それは、ちょっと報告の中になかったものですか。

○古里首席土木審議員 土木部でございます。

今お話がございました都市計画区域につきましては、線引きそのものについては県の方の権限でございます。熊本市さんの方が素案、原案をつくっていただくということで、今関係機関との協議も進めてやっております。

今後、今おおむねの原案、素案、こういうものができ上がりましたので、近々地元の代表者それから地元住民への説明、こういうものの段取りが進んでいるようでございます。24年の4月に向けて線引き等が完了するように、今、市と共同で足並みをそろえてやっているという状況でございます。

○前川収委員 もう1回、確認です。24年の政令市までには、それは終わるという前提でやっているわけですね。

○古里首席土木審議員 大変厳しいスケジュールでございますが、それを目途に頑張っているところでございます。

○前川収委員 はい、わかりました。

○藤川隆夫委員長 もう1点の給与の問題は……。



○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。

ただいま前川委員からお話があったございましたように、熊本市の場合には長年の懸案ではございましたけれども、給与制度につきましても独自の制度となっている部分が多々ございました。これらにつきましても、この年末にかけまして精力的に見直しに向けた取り組みをやっていただきまして、早いものはもうこの4月から先行して見直しをするというところまでこぎつけてたところでございます。

○藤川隆夫委員長 ほかに、政令指定都市に関して……。

○西聖一委員 給与の話なんですけれども、指導はあってしかるべきですけれども、この表現で適正化という言葉が、県から言うより市が独自で適正化というのは構わないんですけれども、県や国が、いかに抑えることが適正かという判断をすることは、ちょっと私はあれかなと思っています。

将来の話ですけれども、人事院勧告が将来なくなるわけですよ。今度は国家公務員給与表というのは、もうなくなるわけですよ。そこまで先を考えると、国以下に給与を抑え込むということが本当にいいことかどうかというの、やっぱりその地方自治体の判断だと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○小嶋市町村総室長 基本的には、これは先生も御案内のとおりですけれども、地方公務員の給与につきましては地方公務員法の中で、国に準拠するといいますか、均衡の原則というのがございまして、これはどこもそういう形で基本的にはやっております。

そういった意味で独自の制度になっているというところもないわけではございません

が、これだけ行財政改革の取り組み等も叫ばれてきているところでございますので、適正化に向けた見直しに一生懸命取り組みをいただいていると考えております。ただ、あくまでもこれはそれぞれの自治体が主体的に決定して見直しをしていただくという前提でございますので、そこはきちっと認識しているところでございます。

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、ほかになれば……

○馬場成志委員 質問ではありません。この政令指定都市のこともずっと議論してきましたけれども、今後また市独自で頑張っていたかなければならないこともたくさんあるかと思えます。また、県のために市が貢献していただかなければならないこともたくさんあると思えます。

そういった中で、先ほどスケジュールの話もありましたけれども、これから本当に今週末の新幹線開通と政令市ビッグチャンスというまくら言葉はどなたも使っておるというような状況でありますので、期待を込めてこの指定促進の意見書議決というものを、議会でもやらなければならないというふうに思いますが、「その他」なのかどうかわかりませんが、委員長の方でお考えがあれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤川隆夫委員長 それでは、今馬場委員の方から、国へ提出の意見書に関して話がございましたので、これを協議したいというふうに考えます。

タイムスケジュール的には、今議会で取りまとめ、そして国に対する意見書を出すということで、何とか24年4月に政令指定都市へ向けての準備が整うというふうに考えておりますので、できれば今委員会で意見書を取り

まとめて国に出したいというふうに考えております。

そういうことで、何か意見等がありますか。出すことに関しては、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、意見書案については作成しておりますので、担当書記からまず配付させます。

（担当書記が意見書(案)を配付）

○藤川隆夫委員長 配付は済みましたでしょうか。配付が終わりましたら、担当書記が意見書(案)を読み上げます。

（担当書記が意見書(案)を読み上げ）

熊本市の政令指定都市に関する意見書(案)

熊本市は、平成20年10月6日に富合町、また、平成22年3月23日に城南町、植木町の周辺3町との合併により、人口73万人を擁する全国で最大の中核市となった。

熊本市は、古くから九州一の城下町として栄え、明治以降は九州の中央部に位置する地理的優位性と歴史文化都市の風格から多数の官公庁が置かれ、九州を代表する行政、経済の拠点として着実な発展を遂げてきた。

また、九州新幹線が本年3月12日に全線開業したことによって、鉄道、空港、高速道路など九州における交通の要衝として、より一層の発展が期待されている。

こうした中、熊本市では「九州ど真ん中！日本一暮らしやすい政令市 くまもと」を理念に掲げ、九州中央に位置する地理的優位性や歴史、文化、豊かな自然などを生かして、九州・東アジアの交流拠点都市として、熊本県全体を牽引する役割も担いながら、だれもが安心して暮らしやすい都市づくりを目指している。

九州の中心に位置する熊本市が政令指定都市としての指定を受け、自治機能を強化

し、さらなる発展を遂げることは、本県はもとより、経済発展の目覚ましい東アジア地域との交流の窓口となる九州全域の発展にとって、また我が国の将来にとっても大きな意義を有するものと考えます。

よって、国におかれては、熊本市を地方自治法第252条の19に規定する「指定都市」として指定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県議会議長 小 杉 直  
内閣総理大臣 菅 直人様  
総務大臣 片山善博様

○藤川隆夫委員長 この意見書(案)に、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 なしということで、それでは、この意見書(案)として議長に提出したいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を議長に提出いたします。

それでは、続きまして付託調査事件の調査の終了について、お諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、調査を終了する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入りますが、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、本日は今任期中最後の委員会でありますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

昨年3月、委員長に御選出いただき、この1年間、無事に役目を果たすことができました。

た。これもひとえに、きょう途中退席されましたけれども、九谷副委員長初め委員各位の温かい御支援、御協力によるものと、厚く御礼を申し上げます。

本委員会は、「道州制に関する件」、「地方分権改革に関する件」、「政令指定都市に関する件」を調査事件として審査してまいりましたが、非常に実のある論議ができたのではないかと考えております。

調査事件の論議をしていく中で、松山総務部長を初め執行部の皆様方には、実にたくさんの情報提供とともに、わかりやすい御説明をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

この1年間の委員会活動を振り返ってみますと、6回の委員会において非常に活発な議論を重ねましたほか、昨年11月4日から5日にかけて、1泊2日の強行日程で宮城県及び岩手県へ視察に参りまして、それぞれの視察先から貴重なお話をお伺いすることができました。

さらには、本日の委員会におきまして、「熊本市の政令指定都市に関する意見書」を審議し、委員会提出議案として提案することになり、政令市移行に向けた道筋をつけられたものと思います。

一方で、政令市への一極集中を懸念する県民の皆様のお心配を払拭していく取り組みも重要になってくると思います。執行部におかれましては、政令市移行後の県の戦略策定についても早急な取り組みをお願いしておきます。

最後になりましたが、九谷副委員長、児玉委員、本日御欠席の竹口委員におかれましては、今期をもって御勇退されると伺っております。非常に残念ではございますが、どうぞお元気で、今後とも大所・高所から御指導・御支援をいただきますようお願い申し上げます。

委員各位並びに執行部の皆様方には、1年

間大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、これで第22回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長